

「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案」 について

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

1. 指定区間について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間について、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準では、法第4条第1号から第5号までの許可基準に加え、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容（運航日程等）が、離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要とされています。

3. 審査基準（サービス基準）改正案について

（1）指定区間番号80「三角島」（広島県）

① 改正する内容

運航日程及び運航回数（別紙1）

② 改正する理由

将来にわたって航路を安定的に確保するためには効率的な運航への見直しが必要であることから、利用者の減少など需要の変化に対応するため。

（2）指定区間番号81「齋島」（広島県）

① 改正する内容

運航日程及び運航回数（別紙1）

② 改正する理由

将来にわたって航路を安定的に確保するためには効率的な運航への見直しが必要であることから、利用者の減少など需要の変化に対応するため。

なお、指定区間の一部である「豊島漁港齋島地区と豊島漁港立花地区との間」及び「豊島漁港齋島地区と豊島漁港大浜地区との間」については、現在、国土交通省海事局において指定区間解除の手続きが進められています。

(3) 指定区間番号 5 1 「岡山高島」及び指定区間番号 5 5 「佐柳笠岡」

① 改正する内容

指定区間の集約に伴う変更（別紙 2）

② 改正する理由

将来にわたって航路を安定的に確保するためには効率的な運航への見直しが必要であり、効率化のために再編された航路実態を踏まえ、指定区間「岡山高島」を解除し、指定区間「佐柳笠岡」に集約を行うため。

なお、指定区間の集約については、現在、国土交通省海事局において手続きが進められています。

4. 施行日（予定）

令和 6 年 10 月 1 日